

茨城県県営住宅指定管理者
一般財団法人茨城県住宅管理センター

県営住宅修繕業務に係る指定工事店（鹿行地区）の公募について

1. 目的

一般財団法人茨城県住宅管理センター（以下管理センター）が県営住宅に係る緊急及び空家修繕工事を委託する指定工事店（鹿行地区）の協定締結期間が今年度末で満了を迎えるにあたり、新たに協定を結ぶ業者を広く募ることにより、県営住宅管理業務をより効率的・安定的に遂行することを目的とする。

2. 対象エリア

鹿行地区（鹿嶋市，潮来市，稲敷市，神栖市内の県営住宅）

3. 協定締結期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日（2か年）

4. 公募期間

通知日～令和6年3月18日（月）（書類提出期限）

5. 対象工種

建築工事，給排水・ガス設備工事，電気設備工事

6. 資格要件

- (1) 令和5年4月1日時点で、茨城県の令和5・6年度入札参加資格者名簿（工事）において建築，管，電気のいずれかの登録業者であること
- (2) 鹿行地区に営業所があること
- (3) 24時間365日対応可能な体制が確保できること

7. 提出書類

- (1) 県営住宅修繕工事指定工事店指定申請書（様式2）
- (2) 営業概要書（様式3）
- (3) 代表者または事業主の身分証明書（原本）
- (4) 修繕工事経歴書（様式4）
- (5) 建設業許可取得一覧（様式5），工事種目表（様式5-2）
- (6) 水道工事，電気工事またはガス工事に係る業種については，水道事業，電気事業またはガス事業の事業者が工事店等についての公認制度を設けている場合には，

当該制度に基づく公認を受けていることを証する書面（写し）

- (7) 前年度法人税または所得税の納税証明書（原本）
- (8) 代表者または事業主の印鑑証明書（原本）
- (9) 県営住宅修繕工事指定工事店計画書（様式6）
- (10) 休日及び夜間における緊急連絡表（様式7）
- (11) 技術者一覧表（様式8）

様式は管理センターホームページからダウンロードすること。

8. 書類提出方法

持参又は郵送。ただし令和6年3月18日（月）午後5時までに必着とする。

9. 審査項目

次の項目を総合的に判断し指定工事店を決定する。書類審査の他、必要に応じてヒアリングを実施する。

- (1) 経営状況
- (2) 修繕工事の施工実績
- (3) 修繕工事の見積又は契約の履行に関する誠実性
- (4) 修繕工事の施工能力
- (5) 担当団地との地理的条件
- (6) 修繕工事に適した技術及び必要とする資格

10. 失格事項

次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失う。

- (1) 提出書類を期限までに提出しなかった場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 資格要件を満たしていないことが判明したとき。
- (5) その他不正な行為があったとき。

11. 内定通知

審査の後、指定工事店に内定した業者には、令和6年3月27日（水）午後5時までに電話又は電子メールで通知する。その後の手続きの詳細についてもその際に案内する。

12. 質問受付方法

「13. 問い合わせ先」への電話連絡とする。

（受付時間：土日祝日を除く午前9：00～午後5：00）

13. 問い合わせ・書類提出先

〒310-0062 水戸市大町3丁目4番36号

一般財団法人茨城県住宅管理センター 工務課

電話番号 029-228-3090